

定 款

ダイダン株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社の商号は、ダイダン株式会社と称し、英文では、DAI-DAN CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気工事および電気通信工事の設計、監理ならびに施工
- (2) 冷暖房、空気調和および冷凍冷蔵工事の設計、監理ならびに施工
- (3) 給排水衛生工事の設計、監理ならびに施工
- (4) 消防施設工事および産業廃水処理その他水道施設工事の設計、監理ならびに施工
- (5) 建築工事の設計、監理ならびに施工
- (6) 前各号の事業に要する機械器具および材料の製作、輸出入、売買および仲介
- (7) 不動産の賃貸および駐車場の経営
- (8) 前各号に関連する事業
- (9) 他の事業に対する投資および運用

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(会社の発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、240,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の買増請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対し請求（以下「買増し請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

2. 買増し請求をできる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱および株主権行使の手続は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項その他本定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使させることができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の決議)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印してこれを会社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第23条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを若干名選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(役付取締役)

第24条 取締役会はその決議により、役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集は、会日より5日前に、書面で各取締役および各監査役に対し、その通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、招集期間を短縮することができる。

2. 前項の通知は、取締役および監査役全員の同意あるときは、これを省略することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めある事項のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または使用人であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第29条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会の招集は、会日より5日前に、書面で各監査役に対し、その通知を発する。

ただし、緊急の必要あるときは、招集期間を短縮することができる。

2. 前項の通知は、監査役全員の同意あるときは、これを省略することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めある事項のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(配当金等)

- 第41条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
3. 期末配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。

(2026年1月1日改訂)